

久間田地域づくり計画

2020年度～2023年度



古来この地には、川の化身、農業神として弁財天を祭る祠(ほこら)があり、
今でも住民の信仰の厚いところから久間田の地区旗は弁財天となった。

久間田地域づくり協議会

も く じ

はじめに.....	1
久間田地区とは.....	2
地域づくり住民アンケートの結果.....	5
協議会が目指す将来の久間田.....	8
課題解決に向けた協議会の取り組み.....	9
役員会および各専門部会の目標と事業.....	13
資料	
久間田地域づくり協議会規約.....	21
久間田地域づくり協議会組織図.....	24

はじめに

「久間田地区に住むみなさんが地区への愛着と誇りを持ち、安心安全に暮らしていけるまちづくり」の実現を目指して、平成 29 年 4 月に久間田地域づくり協議会が設立しました。そしてこのたび、多くの方のご協力のもと、この地域計画を完成させることができました。

この間、久間田地域づくり協議会では、行政と連携して住民アンケート調査の実施やワークショップなどを開催し、それらを通して、久間田地区に住む住民のみなさんや日頃から各団体でこの地区の発展のために活動されている方の思いや考えなどを把握し、そのなかから、この地区が抱える課題の洗い出しを行いました。

そして、その課題の原因や背景を探るとともに、その課題を少しでも解決するためにはどのような取り組みが必要なのか、協議を積み上げてきました。そのことを柱としたこの地域計画は、今後 4 年間の久間田地区における地域づくりの指針となるものです。

また、地域計画を策定することで、一部の役員だけでなく、この地区に住むみなさん一人ひとりがその一員として地域づくりの活動に参加していただけるきっかけになると考えています。

この地域計画の基本目標である「みんなでつくろう！人と人のつながりのある久間田」を久間田地区の地域づくり活動のスローガンとしてみなさんと共有化をはかり、その実現に向けて久間田地区全体で取り組んでいきたいと考えています。

このおよそ 1 年間、地域計画の策定にご尽力いただいた全ての方に感謝を申し上げますとともに、今後も久間田地区の地域づくり活動に対して、みなさんのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

2020年3月

久間田地域づくり協議会

久間田地区とは

久間田地区は伊勢湾と鈴鹿山脈のほぼ中ほどに位置する農村地域で、東西約7kmにわたり、面積は約5.19km²を有しています。東西を椿地区と河曲地区に挟まれ、南には深伊沢地区と石薬師地区に接し、北は四日市市と境を接しています。また、東に国道1号線、西に東名阪自動車道が位置しています。

西から岸田町、花川町、下大久保町の集落が形成され、地区東に小谷が位置しており、昭和32年に鈴鹿市に合併しました。

この地区の地形は、主に内部川が鈴鹿山脈から運び出した土砂によって作られた段丘化した扇状地で地区の集落は台地上に位置しています。

寺井池（弁天池）から流れる浪瀬川の両岸に広がる田は、集落のある台地からは5mほど低くなっており、昭和62年に終了した耕地整理事業により、碁盤の目のように整然と並んでいます。良質な米を産出していますが、地質的に水もちが悪く、田や畑への施水は寺井池等の灌漑用水池に頼らなくてはなりません。また、かつてはマンボと呼ばれる地下水路がさかんに掘られたなど、水を得るために祖先は大変苦勞をしました。

気候は温暖で、四季の区分がはっきりしています。冬は鈴鹿山脈から吹き下ろす鈴鹿おろしが肌に突き刺さるくらい厳しく、また、雨上がりには、北西の風が強く吹きます。そのため、4月以降も遅霜があり、農作物への被害が心配されます。茶畑には、霜害を防ぐための防霜ファン等が設置されており、鈴鹿市西部の風物詩となっています。



▲茶畑での作業の様子

岸田町や花川町には、植木苗の育成の他に茶畑が多く、大きな製茶工場も見られ、鈴鹿の「茶どころ」でもあります。花川町の西方には、JA全農みえの「北勢茶センター」が設立されており、茶の加工から販売まで広く行われています。

下大久保町から小谷にかけての畑では、サトイモやジャガイモ、サツマイモといったイモ類やダイコン、ハクサイ、ナス、トマト、ネギ、シソ等の野菜が栽培され、酪農経営の農家も見られます。

また、下大久保町には農業法人クマダ株式会社が事務所を構えており、従来の個々の小規模営農から組織化して大規模化に取り組むことで、この地区の農業の維持・発展に貢献しています。

この地区では、浄土真宗高田派を信仰する者が多く、下大久保町の久松山保智院と岸田町の岸昌山真念寺があり、いずれも真宗高田派の寺院で、寺院の法事

など、町民の信仰心は非常に強いです。神社は、久間田神社を始めとして、岸田神社、花川稲荷、小谷神明社と多くあり、今でもそれぞれの町で大切に祀られ神事も熱心に行われています。



▲下大久保町の弁天踊り



▲岸田町の念仏踊り

また、勇壮な太鼓踊りの弁天踊り、岸田町の念仏踊り、即身成仏した尼僧法泉の霊が祀られる法泉塚や戦死者の慰霊碑である忠魂碑、伊勢神宮へ灯明をあげる目的で置かれた常夜燈、前述の地下水路のマンボなど、昔からの言い伝えとともに多くの史跡などが残されています。



▲忠魂碑



▲常夜燈

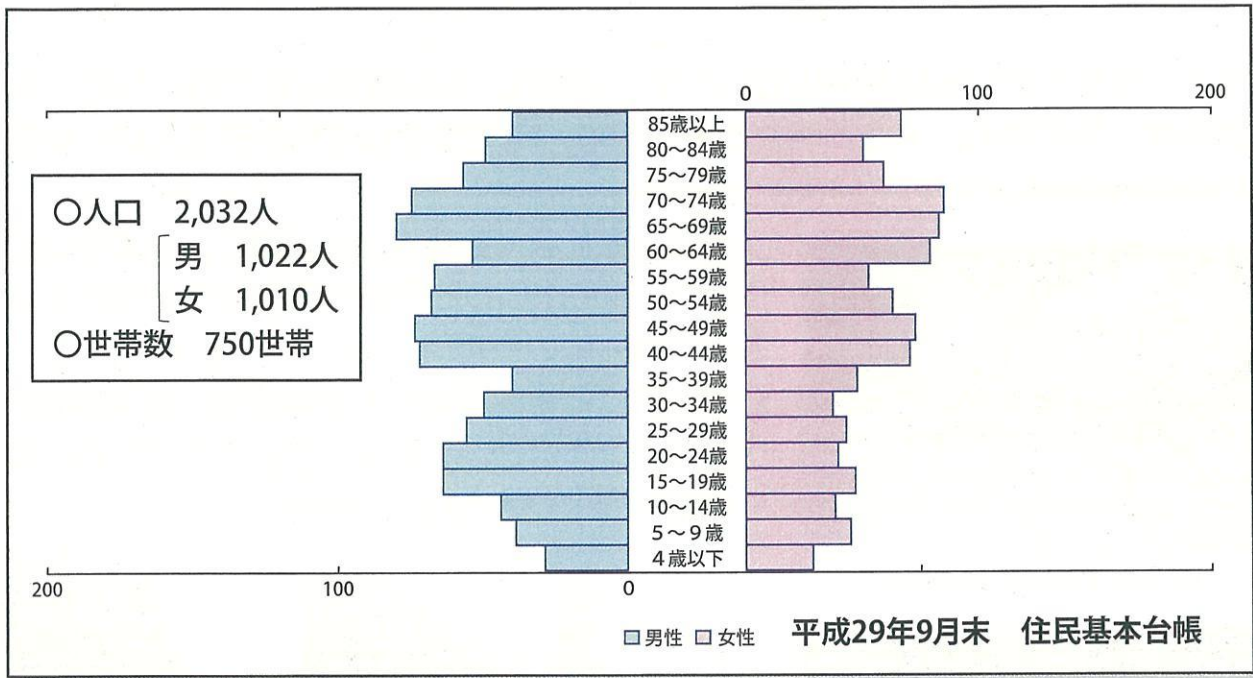
幼児は、主に地元の岸田保育園とくまだ保育園にあずけられ、小学生は消防道路に沿った深溝町に建つ鈴西小学校に在籍し、中学生は長澤町の鈴峰中学校に通っています。

なお、小谷については、小学生は石薬師小学校、中学生は白鳥中学校に通っています。

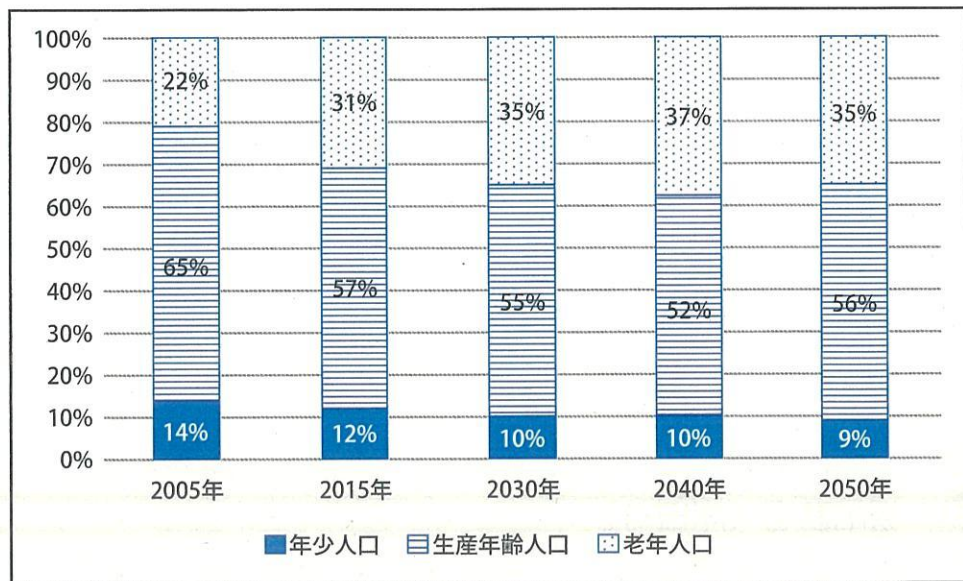
※参考文献：久間田の昔・今 久間田郷土誌（久間田誌編集委員会発行）

写真提供：坂尾富司（岸田町）

◆久間田地区の人口の現状



◆久間田地区の年代別人口推移



地域づくり住民アンケートの結果

久間田地区のまちの現状についてのアンケートの結果をまとめましたのでお知らせします。このアンケート結果は、これからのまちづくりに生かしていきます。みなさま御協力いただきありがとうございました。

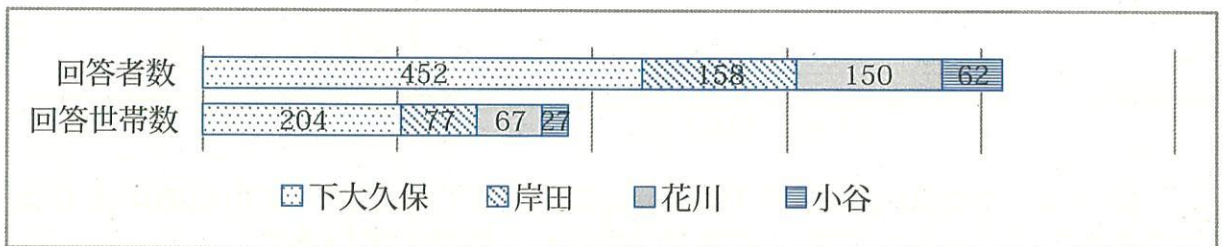
久間田地域づくり協議会

【全体結果】

配付数:571世帯 回答数:375世帯(回答者数 822名) 回答率:65.7%

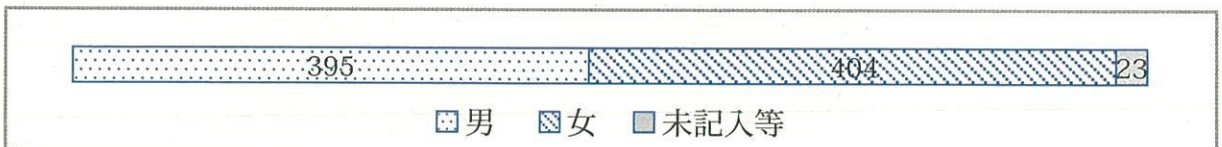
問1 住まいの地区について

○住まいの地区(自治会)

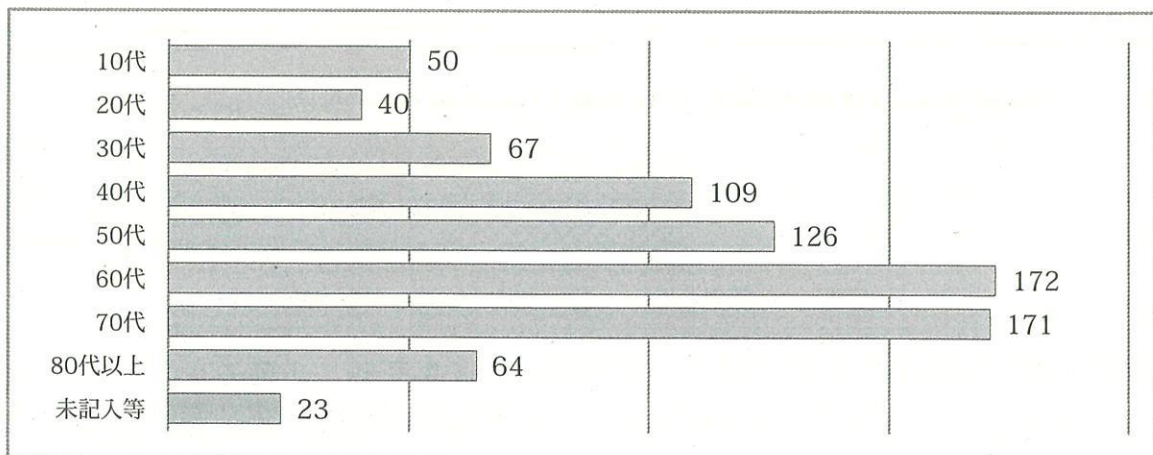


問2 性別, 年齢について

○回答者性別



○回答者年代



以下の回答のグラフ中の数字は各解答項目の割合（パーセント）をあらわしています。

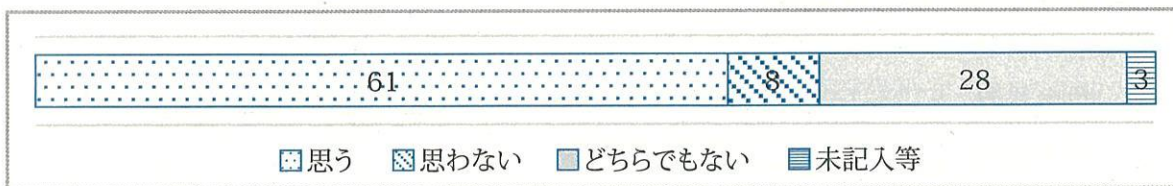
問3 あなたは「久間田地区に住んでいて良かった」と感じていますか？



80代以上で約80%の方が良かったと感じていますが、その他の年代では「感じている」と「どちらでもない」が約40%ずつとなっています。

問4 あなたは久間田のまちの現状について、どのように感じていますか？

(1) 「安心・安全に暮らせるまち」だと思いますか？



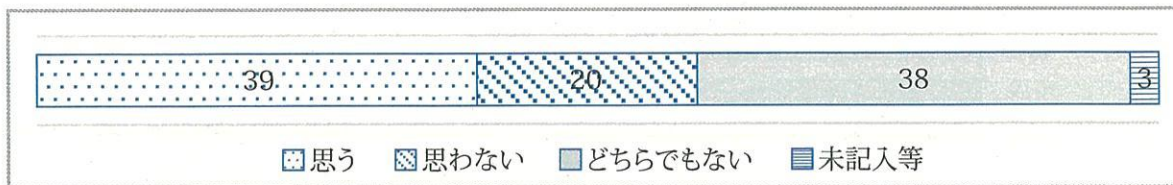
80代以上で約80%の方が「思う」と回答していますが、その他の年代では、ばらつきがあるものの、約60%の方が「思う」と回答しています。

(2) 「災害に対する備えが充実しているまち」だと思いますか？



「思わない」と「どちらでもない」の合計が全ての年代で50%を超え、「思う」が全ての質問中で最も少ない数値であり、多くの方が課題のひとつとして考えていると思われます。

(3) 「地域活動が活発なまち」だと思いますか？



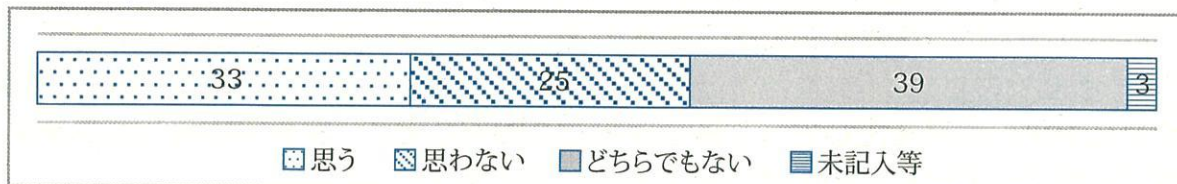
30代では50%以上の方が「思う」と回答していますが、「思う」「思わない」「どちらでもない」のばらつきがあり、それぞれの方の感じ方に差があるようです。

(4) 「近所づきあいがよく地域のきずながあるまち」だと思いますか？



20代で「思う」と回答した方が約35%でしたが、その他の年代は約40%から50%の方が「思う」と回答しており、地域のきずながあると思われる方がやや多い結果となりました。

(5) 「高齢者が安心して暮らせるまち」だと思いますか？



80代で「思う」と回答した方が60%以上で、10代で40%でしたが、その他の年代では、「思う」は20%台・30%台で、課題のひとつとして考えている方が多いと思われる。

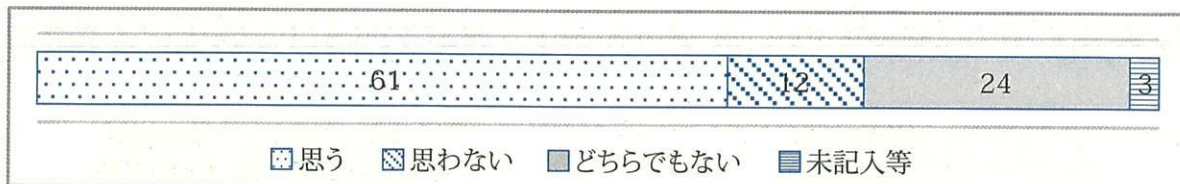
(6) 「子育て（教育・保育）がしやすいまち」だと思いますか？



各年代で、回答割合が(5)「高齢者・・・」とほぼ同様の結果となっており、それぞれの方の回答傾向も似ています。

「子育て」も課題のひとつとして考えている方が多いと思われる。

(7) 「自然や環境が保たれているまち」だと思いますか？



60代以上で約50%の方が、50代以下では、70%前後の方が「思う」と回答しており、多くの方が「自然や環境が保たれている」と考えているようです。

※男女で「思う」「思わない」等の割合に大きな差はありませんでした。

協議会が目指す将来の久間田

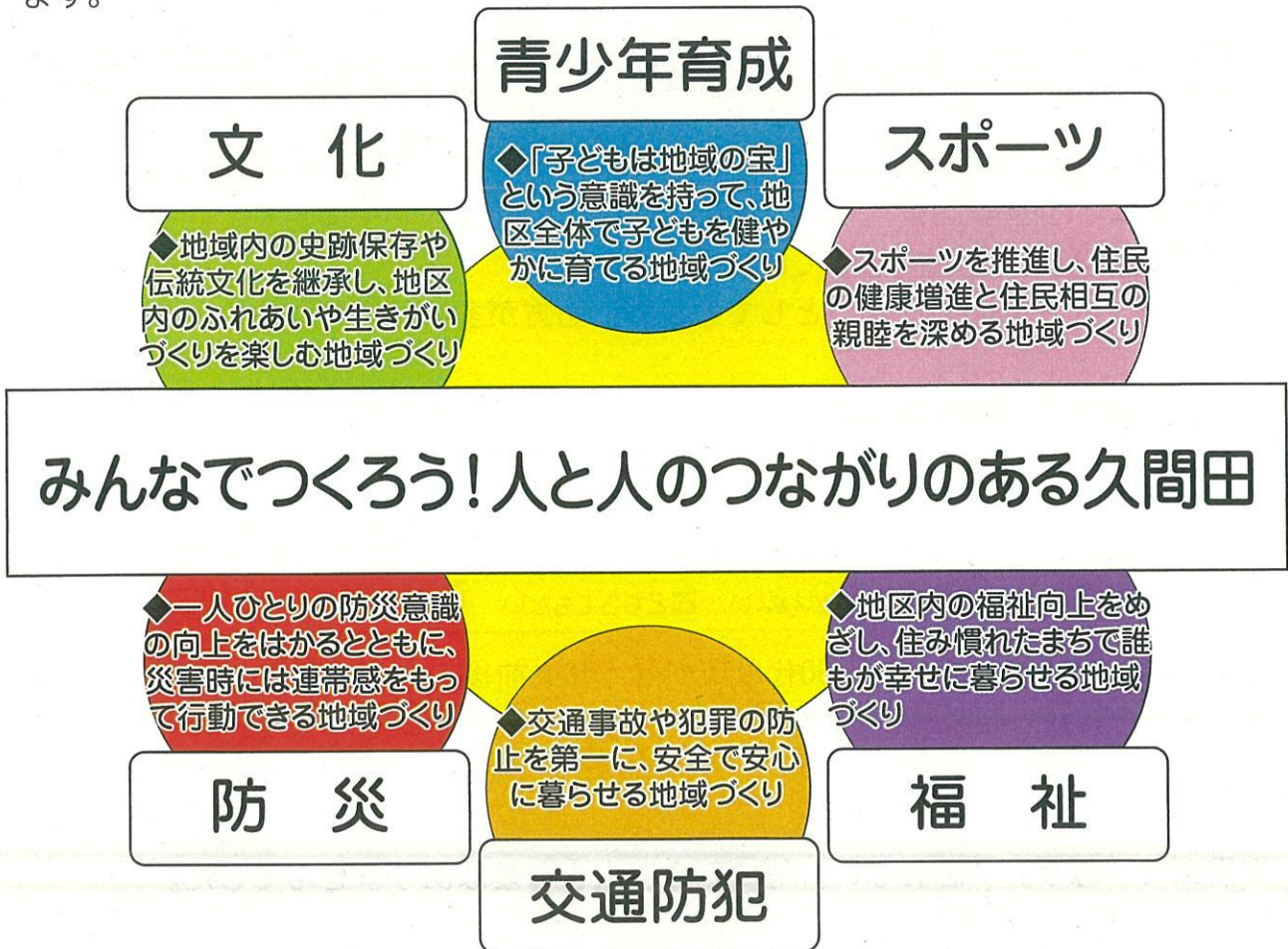
久間田地区は公共交通機関が乏しく、少し不便なところがありますが、豊かな自然のなかで育った人々は仲がよく穏やかな人柄です。

一方で、地区全体の人口が減少するなか、それに比例するように15歳未満の年少人口も年々減少しています。あわせてこの地区の高齢化率は平成30年12月末現在で32.6%と、鈴鹿市全体の24.4%に比べて高くなっています。将来の生活に不安を抱く一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦だけの世帯の増加、空き家の増加など、この地区の高齢化が進むなか、それを起因とした様々な課題や変化が表面化してきています。

距離をおいてそれぞれで仲間意識を持って独立した社会を形成してきた各自治会が、久間田地区という大きな視点で物事を見、考え、助け合い、支え合うことや、“若者”“働き盛りの世代”“女性”“高齢者”“障がいを持った方”など、様々な方が地域づくりに参画し意見を出し合っ取り組みを進めることが、今後の地域づくりをより豊かなものにしていくためには大切であるといえます。

行政など関連機関と連携しながら、限られた地域資源や知力を生かし、課題に対し自ら行動することで、いつまでも住み続けたいと思える久間田地区をつくり、それを次世代へ引き継ぐことが、今のわたしたちの役目です。

久間田地域づくり協議会では「みんなでつくろう！人と人のつながりのある久間田」をスローガンに、その実現のため6つの柱を立て、地域づくりに取り組んでいきます。



課題解決に向けた協議会の取り組み

◆地区課題の設定

久間田地域づくり協議会では、地区住民のニーズ（必要とすること）や思いなど、現状把握に向けて前述の2019年1月に住民アンケート調査を実施しました。と、同時に、そのアンケート調査の結果から地区の課題も浮き彫りになってきました。

調査結果では、久間田地区は“「災害に対する備えが充実しているまち」だと思いますか？”との問いに対して「思わない」とする回答が全体の28%を占め、「思う」と回答した21%を上回る結果となりました。

また、久間田地区は“「高齢者が安心して暮らせるまち」だと思いますか？”との問いに対しては、80代では「思う」と回答した方が60%以上でしたが、その他の年代では、10代を除き「思わない」と回答する方が多い結果となりました。

そして、この地区は“「子育て（教育・保育）がしやすいまち」だと思いますか？”との問いについても、80代では「思う」と回答した方が50%以上でしたが、その他の年代では、10代を除き「思わない」と回答する方が多く、先の「高齢者が安心して暮らせるまち」の設問と同様の結果となりました。

以上のことから協議会では「災害に対する備え」「高齢者が安心して暮らせる地域づくり」「子育て（教育・保育）がしやすい地域づくり」の3点を久間田地区の課題とし、その課題解決に向けて今後4年間の事業計画を策定して、取り組みを進めることにしました。

なお、2020～2021年を前期、2022～2023年を後期とし、前期終了時には、取り組みの進捗状況について振り返りを行い、後期に向けて見直しをはかっていくことにします。

◆災害時に住民が連帯して行動できる地域づくり

協議会では「災害に対する備え」をこの地区の課題の一つとして捉えるとともに、この課題についてより詳細に意見を聞くため、地区に居住する消防職員や消防団員、自主防災関係者などに集ってもらいワークショップを開催しました。

ワークショップでは「この地区は人と人とのつながりがある」「消防団が活発に活動している」といった意見の一方で、「海から遠く地震が起ころとも津波の危険がないなどの理由から、防災への関心が薄い」「一人暮らしの高齢者世帯など要援護者の把握が完全とはいえない」ことなどがこの課題の背景として考えられるとの見解になりました。

ワークショップの結果を受けて、協議会の防災部会等で、この課題の解決に向けてどのような取り組みが考えられるか協議を行ったところ「既存の防災フェスタなどを充実させ災害に対する備えの大切さを啓発する」「避難訓練や防災マップ作りなどを実施して地区内の危険個所を把握し共有化していく」ことなどが必要との結論に至りました。

協議会では、2020年からの4年間、協議会役員会と防災部会が連携し、以下のスケジュールに従って、住民一人ひとりが防災意識の向上をはかり“災害時に住民が連携して行動できる地域づくり”を目指して取り組みを進めることにします。

項目	前期		後期	
	2020年	2021年	2022年	2023年
協議会による防災事業実施の先進事例の調査研究		→		
防災フェスタ開催と防災への備えの大切さを啓発	→	→	→	→
避難訓練や防災マップ作りなどを通して危険個所など情報の共有化をはかる		→	→	→
各自治会の防災に係る取り組みへの支援	→	→	→	→
各自治会の自主防災組織の編成などの見直し		→	→	→
リーダー育成を目指した学習会の開催		→	→	→
関係団体等との連携体制の構築	→	→	→	→
地域防災計画策定に向けた検討を進める				→

◆住み慣れたまちで誰もが幸せに暮らせる地域づくり

協議会で地区課題の一つとして捉えた「高齢者が安心できる地域づくり」について、この地区の民生委員や老人会の代表などが参加して行ったワークショップでは、「この地区は人同士のつながりがある」「伝統芸能が受け継がれている」「自然が豊かで現在も多く残っている」とする一方で、「公共交通機関が乏しい」「高齢者が気軽に集える場が限られている」といったことがアンケート調査結果の背景として考えられるとの意見が出されました。

それをもとに福祉部会等で解決に向けての協議を行ったところ「公共交通機関の拡充を行政や関係団体に要望していく」や「高齢者を対象としたサロン事業などの充実をはかるとともに、その利用者などからさらに意見を聞く」などの取り組みが必要との結論に至りました。

協議会では、2020年からの4年間、協議会役員会と福祉部会が中心となり、高齢者の集える場や活躍できる場の確保を基本に、関係団体と連携しながら以下のスケジュールに従って、“住み慣れたまちで誰もが幸せに暮らせる地域づくり”を目指して取り組みを進めます。

項目	前期		後期	
	2020年	2021年	2022年	2023年
協議会による福祉事業実施の先進事例の調査研究	→			
関係団体とネットワークを構築し情報の共有化等をはかる	→			
介護予防としてのサロン事業の充実をはかり、老人会の会員やサロン利用者など高齢者の意見や現状をもとに新規事業について検討		→		
新規事業や事業拡充に向けたサポーター募集を協議	→			
各部会が実施している既存の事業のなかで、高齢者を対象とした講座等への支援をはかる	→			
Cバスなど公共交通機関の拡充を行政や関係団体へ要望する	→			

◆地域で子どもを健やかに育てる地域づくり

地区課題である「子育て（教育・保育）がしやすい地域づくり」については、地区の子ども会や中学校PTAの役員、民生委員などが参加したワークショップで、「地域にまとまりがある」「子どもたちを地域で見守る環境がある」などの意見がある反面、「ため池や狭い道など子どもにとって危険箇所が多く、見守りも足りないところがある」「子どもの数が減少し、また、子どもたちを取り巻く環境が変化するなか、子どもたちが集まることが以前に比べて減った」ことなどが「子育てしやすい地域と思わない」と考える背景にあるのではないかとの意見が出されました。

それをもとに総務部会等で解決に向けての取り組みについて協議を行ったところ「子どもが集い、高齢者を含む地区の大人と接点がもてる場を作る」や「子どもたちの登下校時の見守り活動の拡充」などが必要との結論に至りました。

協議会では2020年からの4年間、協議会役員会と総務部会、青少年育成部会が中心となり、関係団体と連携しながら以下のスケジュールに従って、“地域で子どもを健やかに育てる地域づくり”を目指して取り組みをはかります。

項 目	前 期		後 期	
	2020年	2021年	2022年	2023年
協議会による子育て事業実施の先進事例の調査研究	→			
関係団体とネットワークを構築し情報の共有化等をはかる	→			
サロンと連携し、大人と子どもの交流をはかるとともに、実施に向けたサポーター募集を行う			→	
各部会が実施している既存の事業のなかで、子どもを対象とした講座や行事等への支援をはかる	→			
子どもたちの登下校時の見守り活動の拡充をはかる	→			

役員会および各専門部会の目標と事業

◆役員会

【目標】

役員会は、久間田地域づくり協議会の根幹にあたります。毎月の会議を通して、協議会の事業が円滑に実施されているかを確認するとともに、今後の久間田地区の地域づくり活動をどのように進めていくか協議を積み上げていきます。

【取り組む事業】

- 総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議し決定します。
- 地区課題解決に向けて中心的に取り組むとともに、協議会の事業が円滑に行われるよう、各部会との連携を密にはかります。
- 広報「久間田地域づくり協議会 news」を随時発行するなど、地域住民に協議会活動の周知をはかります。



▲部会長も参加した役員会の様子

◆総務部会

【目標】

総務部会は、協議会の事業運営に係る経費となる市からの補助金や自治会からの負担金を実質取り扱う部署です。協議会の事業が円滑に実施されるよう、適切な予算配分を心がけていきます。

【取り組む事業】

- 自治会からの負担金や市からの補助金を総会で決定した予算どおりに、遅滞なく各部会や団体に振り分けます。
- 地域で子どもを健やかに育てる地域づくりを目指し、協議会役員会や青少年育成部会等と連携して事業に取り組みます。
- 地区総代会については、毎月の会議の開催とともに、代表理事の自治会連合会参加を通して、他の自治会との情報交換をはかり、得た情報を今後の地域づくり活動に生かしていきます。

また、地域住民が快適に生活できるように、行政など関係各所と協力して、地域の環境整備等を行うとともに、地区内の高齢者把握を目的とした9月の敬老祝いの配付なども実施していきます。

- 協議会の各部会の事業や活動に横断的に関わり、総務部会に属している「老人会」「子ども会」「中学校PTA」など各種団体を通して、地域づくり活動に参画する住民を増やす取り組みを進めます。



▲地区総代会の会議の様子

◆防災部会

【目標】

地震その他の災害から犠牲者を出さず、被害を最小限に止めるためには、地域の防災力を高めることが必要であり、そのことが安全で安心な地域づくりにつながります。

そのためには、自分の身は自分で守る自助とともに、地域や近隣の人々が互いに協力し助け合う共助の考えが大切であり、その考えに基づいた久間田地区における自主的な防災活動を推進していかねばなりません。

住民一人ひとりの防災意識の向上をはかり、災害時には連帯感を持って行動できる地域づくりに向け、以下の事業に取り組みます。

【取り組む事業】

- 久間田防災フェスタの継続的な開催と内容の充実をはかるとともに、防災フェスタを通して災害に対する備えの重要性を啓発します。
- 避難訓練や備蓄、実効性のある自主防災組織の確立など、各自治会の備えに関する取り組みを支援します。
- 地区全体の避難訓練や防災マップ作りなどを通して、地区内の危険個所の把握や要援護者の避難体制の確立に努めます。
- 関係団体等との連携をはかり、災害時の支援などについて体制の構築を進めます。
- 学習会の開催などを通してリーダーの育成を目指します。

なお、消防団久間田分団については、平時から火災などが起こるのを未然に防ぐための啓発活動に取り組むとともに、水害や火災など有事の際には、迅速に消防業務にあたります。



▲防災フェスタの様子

◆交通防犯部会

【目標】

安全・安心はわたしたちの生活の基本です。

子どもや高齢者を犯罪や交通事故から守り、予防する活動を自主的かつ積極的に進めることで、住民一人ひとりの交通安全や防犯意識の向上をはかっていかなければなりません。

また、地域住民や各種団体、行政や警察などの関係機関が相互に連携して、“安全・安心な地域”を築いていくことも必要なことです。

わたしたちは、交通事故や犯罪の防止を第一に、安全で安心に暮らせる地域づくりを目指して、以下の事業に取り組みます。

【取り組む事業】

○鈴鹿地区交通安全協会久間田支部

- ・月2回、子どもたちの登校の見守りを中心に朝の街頭指導を実施します。
- ・地域づくり協議会主催の行事が安全に行われるよう、駐車場や会場周辺の交通整理を行います。
- ・地域住民や各種団体、警察、行政などの関係機関と連携して、交通事故防止の啓発を進め、安全・安心な久間田地区を目指します。

○久間田地区防犯委員会

- ・各自治会持ち回りで毎月2回の定期パトロールを実施します。
- ・青少年の非行防止という観点で青少年育成部会と協力して、7月～8月の学校の夏休み期間中に夏季パトロールを実施します。
- ・子どもたちの登下校時の見守りに関わって、「ながら見守り」の実施や地域住民に対して見守りの協力を呼びかけるなど拡充に取り組みます。
- ・住民の安全・安心を脅かす事案が発生した場合、地区の各種団体や関係機関と連携して迅速に対応します。



▲行事に係る駐車場整理の様子

◆青少年育成部会

【目標】

各種地域団体と連携して、青少年が安心して暮らせる地域づくりおよび青少年と地域・家庭との絆を深めることで青少年の健全育成を目指します。

【取り組む事業】

- スポーツ・レクリエーションを通じて、町民・親子の触れ合いを深める活動を実施します。
- 社会見学・創作教室の開催による青少年の自己研鑽活動を支援します。
- 安全安心の地域づくり，非行防止のための活動を進めます。
- 各種団体との連携による情報の発信・収集活動を行います。



▲夏休み課外教室で顕微鏡を使って観察をする子どもたち

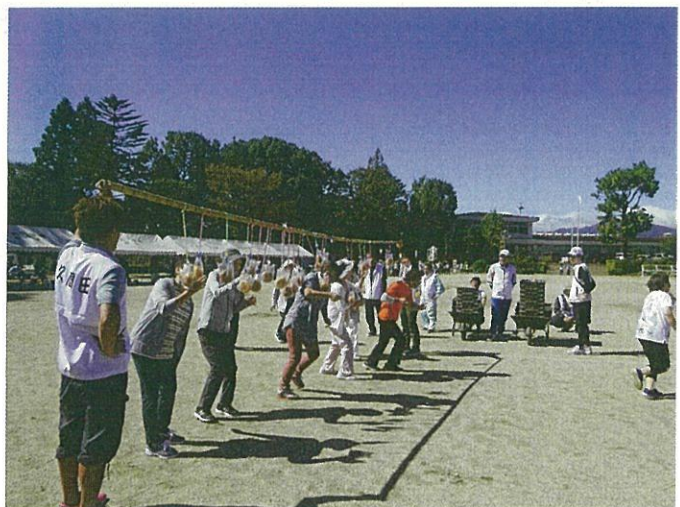
◆スポーツ部会

【目標】

久間田地区内のスポーツの振興をはかり、スポーツ・レクリエーション活動を通して、住民の健康増進と住民相互の親睦を深める地域づくりを目指して、次の事業に取り組みます。

【取り組む事業】

- 毎年開催している地区体育祭やグランドゴルフ大会などについては、今後も継続実施を基本に、内容を見直しながら、あらゆる世代が気軽に楽しく参加できるように努めます。
- 親子ふれあい広場や生涯学習フェア、ジョギング・ウォーキング大会などの共催事業については、主催である文化部会などと連携して積極的に支援します。
- 市および西部地区などが主催する各種スポーツ大会に積極的に参加し、運営面等で協力します。
- スポーツ推進委員は、住民と行政を結ぶコーディネーターであるとともに、各種会議や研修会などを通して他地区の推進委員と交流をはかり、そこで得た情報や取り組みを久間田地区におけるスポーツ振興活動に反映させます。



▲地区体育祭で好評のパン食い競争の様子

◆文化部会

【目標】

久間田地区の様々な活動の場・憩いの場としての公民館の役割は、あらゆる世代の住民が気軽に利用し、学ぶことの楽しさを実感できる事業やレクリエーションを実施することです。また、地域にとって、伝統文化や史跡などを保存し受け継いでいくのも大切なことです。

わたしたちは、史跡保存や伝統文化を継承し、地区内のふれあいや生きがいづくりを楽しむ地域づくりを目指します。

【取り組む事業】

○久間田公民館運営委員会

- ・「親子ふれあい広場」「ジョギング・ウォーキング大会」等の各種事業や、高齢者を対象とした「さわやか教室」、子どもを対象とした「子ども体験教室」等の各種講座などを実施し、地域の実情に応じた事業や住民が求める学びに応える講座を目指します。
- ・「生涯学習フェア」については、公民館サークルの活動の集大成として舞台発表や展示を行い、さらに各団体と連携することで世代を超えた住民同士の交流の機会とします。
- ・公民館事業を定期的に行うことで、継続的に学ぶ“生涯学習”につながる生きがいとして楽しむ久間田地区を目指します。

○久間田地区史跡保存会

- ・久間田地区内の歴史的遺跡（忠魂碑など）の整備を久間田公民館運営委員会等と連携をはかりつつ実施します。



▲親子ふれあい広場の様子

◆福祉部会

【目標】

高齢者の一人暮らしや障がいを持っている方、妊婦や乳幼児など社会的弱者の方が安心して暮らせる環境を、地域の助け合いや支え合いを通して整備することで、誰もがこの地域に住んでいて良かったと実感できる地域づくりを進めていかなければなりません。

わたしたちは“地区内の福祉向上を目指し、住み慣れたまちで誰もが幸せに暮らせる地域づくり”を目標に、以下の事業に取り組みます。

【取り組む事業】

○久間田地区民生委員会

- ・毎月（8月を除く）、鈴西小学校の校門前であいさつ運動を実施します。
- ・一人暮らしの高齢者を希望者を対象に給食サービスを月1回実施します。
- ・鈴鹿市社協主催のチャリティバザーや赤い羽根共同募金（法人募金）に積極的に協力します。
- ・行政や包括支援センター、鈴鹿市社協などの関係団体とネットワークを構築し、情報などの共有化をはかります。
- ・災害対策基本法に基づく、災害時要援護者台帳の整備のための新規対象調査を実施します。
- ・災害時における要援護者の避難体制について防災部会と協議を進めます。
- ・他の部会が実施している既存の事業のなかで、高齢者を対象とした講座等への支援をはかります。

○久間田のたまり場 サロンこだま

- ・地区内の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、居場所づくりや憩いの場の提供、介護予防としてのサロン事業の充実をはかります。



▲あいさつ運動の様子

久間田地域づくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、久間田地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域に暮らす住民自らが地域の現状や課題を把握し、行政と協働してまちづくり活動を行うことにより、誰もが地域への愛着と誇りを持ち、安全安心に暮らしていけるまちの実現を目指すことを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会は、事務局を久間田公民館に置く。

(区域)

第4条 協議会の活動区域は、久間田地区市民センターが所管する区域とする。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域振興，住民交流，啓発に関する事業
- (2) 健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 安全で安心なまちの構築に関する事業
- (4) 環境の保全及び改善に関する
- (5) 青少年の健全育成に関する事業
- (6) 生涯学習，文化，スポーツの推進に関する事業
- (7) その他地域づくりに関し必要な事業

(構成)

第6条 協議会は、久間田地区に居住する住民及び久間田地区で活動する各種団体をもって構成する。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会及び専門部会により構成する。

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

2 協議会の役員は、総会の承認を得て、決定する。

3 会長及び監事は「総代会が推薦する者」とし、副会長、事務局長、会計は総代会の互選により自治会長がその職務を担う。

(役員の仕事)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会の事務を総括する。

- 4 会計は、協議会の会計事務を担当する。
- 5 監事は、協議会及び専門部会の会計の執行状況を監査する。
(役員等の任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
(顧問)

第11条 協議会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選出し、会長が選任する。
(委員)

第12条 協議会に、委員を置く。

- 2 委員は、各専門部会から選出され、定数は2名とし、うち1名は部会長がその職務を担う。
- 3 委員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。
- 4 委員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 欠員により選出された委員任期は、前任者の残任期間とする。
(総会)

第13条 総会は、協議会の最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、協議会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、役員、委員及び顧問（以下、「総会構成員」という。）をもって構成する。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 4 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 5 総会の議長は、総会において出席委員のうちから選出する。
- 6 総会は、委任状を含めた総会構成員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 7 総会の議事は、出席した総会構成員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 役員選出に関すること。
 - (4) その他、重要事項に関すること。

(総会の公開)

第14条 総会は、公開を原則とする。

- 2 久間田地区住民は、総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を述べることはできる。

(役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計により構成し、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 3 役員会は、役員会を構成する役員2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 会長が必要と認めたとき、役員会に部会長及び監事の出席を求めることができる。

(専門部会)

第16条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 防災部会
- (3) 交通防犯部会
- (4) 青少年育成部会
- (5) スポーツ部会
- (6) 文化部会
- (7) 福祉部会

2 専門部会は、久間田地区で活動する各種団体等を基本に構成する。

3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、事業の実施のほか、事業計画及び予算、事業報告書及び決算等について協議を行う。

(会計)

第17条 協議会の運営等に係る経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

(監査)

第18条 会長ならびに部会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書を作成して会計帳簿とともに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、その結果を総会で報告する。

(会計帳簿の整備)

第19条 協議会は、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する書類を整備する。

2 久間田地区住民による帳簿の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がない限り、これを認めなければならない。

(個人情報保護の取扱い)

第20条 協議会が各種事業を執行するために集めた個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

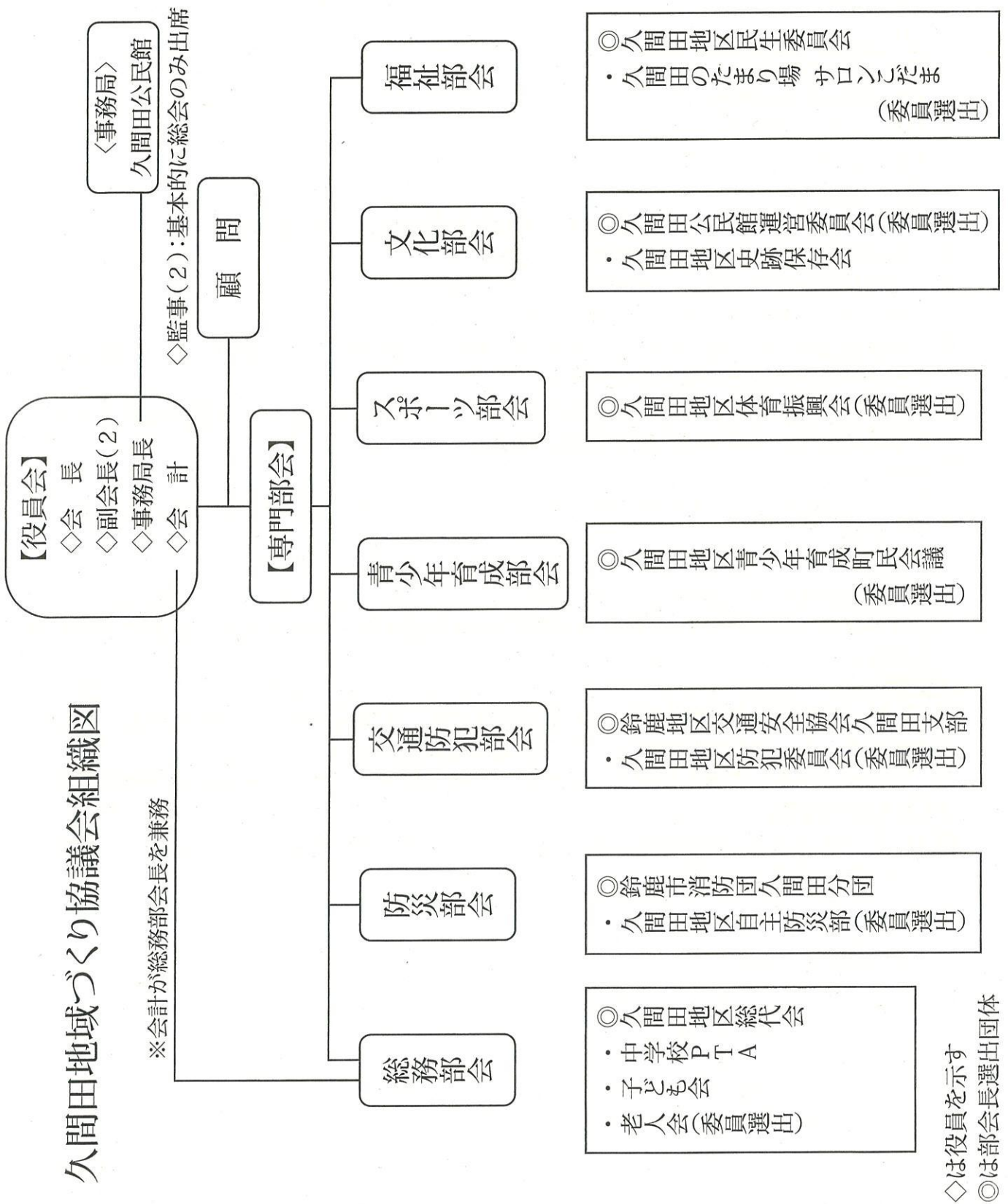
(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

付 則

この規約は、平成30年 4月27日から施行する。

久間田地域づくり協議会組織図



◇は役員を示す
◎は部会長選出団体

2020年3月発行

久間田地域づくり協議会

〒513-1123

鈴鹿市下大久保町797番地の1

久間田公民館内

☎ 059-374-2997

Fax 059-374-4259

e-mail kumada-k@mecha.ne.jp

